

放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について(平成6年2月1日 消防予第22号)新旧対照表(案)  
(下線部は変更箇所)

旧	新
<p>「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 音声警報音のメッセージについて (1) メッセージの例 告示基準第4、<u>4</u>(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする <u>よう指導されたい。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 音声警報音のメッセージについて (1) メッセージの例 告示基準第4、<u>3</u>(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする <u>こと。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) <u>外国人に配慮したメッセージ</u>  <u>(1)に定めるメッセージでは情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物にあっては、当該防火対象物の利用形態、管理形態及び利用する外国人の特性等の実態に応じて、次により措置すること。</u>  <u>ア 日本語メッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加すること。</u>  <u>ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、次のとおり措置しても差し支えないこと。</u>  <u>(ア) (1)に定めるメッセージを別紙に示す外国人でも理解できるやさしい日本語に代えること。</u>  <u>(イ) 英語以外の中国語(北京語)や韓国語その他の外国語を英語に代えて、または、日本語と英語の後に付加すること。</u>  <u>イ メッセージの繰り返し時間が必要以上に長くならないよう最低限の言語数とすること。なお、最長でも告示基準4、4(1)に</u></p>

<p>(2) メッセージの特例</p> <p>ア 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。</p> <p>イ 防火対象物の利用形態、管理形態等により、(1)に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p><u>定める放送の1単位を感知器発報放送及び非火災報放送にあつては1分以内、火災放送にあつては2分以内で放送すること。</u></p> <p><u>ウ 感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は同一のものとする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>エ メッセージは努めて理解し易い表現とすること。</u></p> <p>(3) メッセージの特例</p> <p>ア 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。</p> <p>イ 防火対象物の利用形態、管理形態等により、(1)に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>
--	---

外国人でも理解できる「やさしい日本語」のメッセージ例

	6(1)に定めるメッセージ文例	「やさしい日本語」によるメッセージ文例
感知器発報 放送時	ただいま〇階の火災感知器が作動しました。	〇階で□火事かもしれません■
	係員が確認しておりますので、 次の放送にご注意ください。	本当に□火事か□調べています■ 火事か□どうか□わかったら□知らせます■
火災放送時	火事です。火事です。	火事です□火事です■
	〇階で火災が発生しました。	〇階で□火事です■
	落ち着いて避難してください。	まわりを□よく□見て□逃げて□ください ■
	さきほどの火災感知器の作動は、確 認の結果、異常がありませんでした。	火事かもしれないと□知らせましたが□間 違いでした■ 火事では□ありません■
	ご安心ください。	安心して□ください■

※1 文節の切れ目や、文と文の間にポーズを入れる。□は短いポーズ、■は長いポーズを示す。

※2 「やさしい日本語」とは、日本に来て1年前後の外国人でも、80%以上が自分の命を守るための情報を的確に理解できるよう表現した日本語のことであり、メッセージ例は「<増補版>「やさしい日本語」作成のためのガイドライン」(弘前大学社会言語学研究室)に基づき作成したものである。